

国の緊急事態宣言後の都の緊急措置について

令和 2 年 4 月 6 日
総 務 局

1. 東京都緊急事態措置（案）

1 措置の内容

1. 区域 未定

2. 期間 未定

3. 実施内容

緊急事態宣言が政府から発出されると同時に、東京都対策本部長（都知事）の権限により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の措置を実施

（1）都民向け：住民への外出自粛要請（特措法第45条第1項）

医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）事業者向け：施設の使用制限・催物の開催の制限等（特措法第24条第9項）

- ・施設の種別に応じ、施設の使用制限等を要請するとともに、催物の開催についても休止等を要請
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 緊急事態措置相談センターの設置

- ・特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

<コールセンターの概要>

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

設置日：令和2年4月7日（火）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03－5388－0567 ※HP上にFAQも掲載予定

（おかけ間違いにご注意ください。）

※ 新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、これまでどおり、新型コロナコールセンターで受付（0570－550－571）

3. 都庁の体制（BCP）

- ・各局は、感染症拡大防止対策やこれに伴う雇用・経済支援などの緊急対策、医療・福祉施設や上下水道等のライフラインの維持等に従事する職員を除いた上で、その他の職員の2割程度の出勤で業務を行えるよう、業務の休止・縮小等を行うこと
- ・新たに発生する業務については、業務の休止・縮小等により生じた各局の職員を応援要員として、機動的・機能的に実効性のある業務遂行体制を構築

<主な局BCP>

縮小する代表的業務・・・申告書受付・収納等の各種窓口業務（主税局）

休止する代表的業務・・・統計調査（総務局）、PR館、施設見学（水道局）

⇒新たに発生する業務（想定）

コールセンター業務、各施設への個別要請、一時滞在施設の運営

※ 各局は停止又は縮小する業務をホームページ、窓口にて都民に告知
（特に直接的な都民サービスについては丁寧に周知）